

## 原子力施設の核物質防護に係る審査基準等の改正案 及び事業者への意見聴取

令和 5 年 11 月 14 日  
原子力規制庁

### 1. 趣旨

本議題は、核物質防護措置に係る審査基準（以下「審査基準」という。）及び核物質防護規定の記載要領（以下「記載要領」という。）の改正案並びに意見聴取の実施の了承について諮るものである。

### 2. 経緯等

本改正は、核物質防護に係る取組をより効果的かつ効率的なものとするを目的として設置した、核物質防護に関する意見交換会合での議論及び令和 5 年度第 23 回原子力規制委員会（令和 5 年 7 月 19 日）における改善の方向性への了承を踏まえ、核物質防護に係る制度の改正を行うものである。その詳細については別添 1 及び別添 2 のとおり。

### 3. 審査基準及び記載要領の改正案（委員会了承事項）

出入管理措置、核物質防護規定の申請手続の合理化等について、審査基準及び記載要領に明記するため、別紙 1 及び別紙 2 に示す改正案を了承いただきたい。

### 4. 意見聴取の実施（委員会了承事項）

別紙 1 及び別紙 2 に示す改正案について、事業者を対象とした意見聴取を実施することとしたい。

- 実施期間：令和 5 年 11 月 15 日から 12 月 14 日まで（30 日間）
- 実施方法：対面／メール

### 5. 今後の予定

令和 5 年 12 月末頃（予定）までに、意見聴取の結果を報告するとともに、審査基準及び記載要領の改正について、原子力規制委員会に諮る。

#### （添付資料）

- 別添 1. 審査基準及び記載要領の改正案について【非公開】
- 別添 2. 審査基準及び記載要領の改正案に関する補足説明資料【非公開】
- 別紙 1. 核物質防護に係る審査基準の一部改正案【非公開】
- 別紙 2. 核物質防護規定の記載要領の一部改正案【非公開】